

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和7年6月9日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

県有林道(石動山1・2号線、一林班線、亀石線、城石線及び長尾線)の除草作業

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

- ・石動山1号線 L=3,674m、A=7,348 m<sup>2</sup>
- ・石動山2号線 L=990m、A=1,980 m<sup>2</sup>
- ・一林班線 L=759m、A=1,518 m<sup>2</sup>
- ・亀石線 L=1,503m、A=3,006 m<sup>2</sup>
- ・城石線 L=2,616m、A=5,232 m<sup>2</sup>
- ・長尾線 L=3,606m、A=7,212 m<sup>2</sup>

(3) 納入期限(履行期間)

令和7年6月16日(月)～令和7年7月4日(金)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：七尾市小島町二部33番地

所 属：中能登農林総合事務所森林部

連絡先：TEL 0767-52-6600 FAX 0767-52-9194

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年6月13日(金) 午前11時

(2) 提出先

住 所：七尾市小島町二部33番地

所 属：中能登農林総合事務所管理部

連絡先：TEL0767-52-2583 FAX0767-52-3151